

建設工事承認等級基準一覧表

No.	団体名	分類No.	1					2					3				4			5			特記事項			
		大分類	土木工事					建築工事					設備工事				舗装工事、しゅんせつ工事			その他工事						
		小分類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事					建築工事一式					電気工事、管工事				舗装工事、しゅんせつ工事、 鋼構造物工事			大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、 タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、 板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工 事、内装仕上工事、機械器具設置工事、 熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さ く井工事、建具工事、水道施設工事、消防 施設工事、清掃施設工事、 解体工事						
		承認等級	S(特)	A	B	C	D	S(特)	A	B	C	D	S	A	B	C	A	B	C	A	B	C				
1	塩竈市		「土木一式工事」:	700以上	550以上 700未満	550未満			650以上	650未満			「電気工事」:	650以上	650未満		格付けなし	格付けなし	格付けなし	格付けなし	格付けなし	格付けなし				
			「水道施設工事」:	590以上	590未満	—																				
		1級技術 者の数	土木一式工事に限る	2人以上	—	—			1人以上	—				—	—											
2	多賀城市			850以上	700以上 850未満	700未満		格付けなし					格付けなし				格付けなし			格付けなし						
3	松島町	格付けなし																								
4	七ヶ浜町	「水道施設工事」を含む	1200以上	850以上 1200未満	850未満			1200以上	800以上 1200未満	800未満		「機械器具設置工事」、 「電気通信工事」を含む	1000以上	800以上 1000未満	800未満	1000以上	700以上 1000未満	700未満	800以上	500以上 800未満	500未満					
5	利府町	「水道施設工事」を含む	1300以上	850以上 1300未満	850未満			1300以上	700以上 1300未満	700未満		「機械器具設置工事」、 「電気通信工事」を含む	1000以上	700以上 1000未満	700未満	舗装工事			700以上	700未満						
																1000以上	800以上 1000未満	800未満								
																しゅんせつ工事、鋼構造物工事										
		1000以上	700以上 1000未満	700未満																						
6	富谷市	「水道施設工事」を含む	850以上	850未満				850以上	850未満			「機械器具設置工事」、 「電気通信工事」を含む	850以上	850未満		850以上	850未満		700以上	700未満						
7	大和町	「水道施設工事」を含む	1000以上	700以上 1000未満	700未満			1000以上	700以上 1000未満	700未満			1000以上	650以上 1000未満	650未満	1000以上	700以上 1000未満	700未満	650以上	650未満						
																しゅんせつ工事、鋼構造物工事は 「5その他工事」に含む										
8	大郷町	「水道施設工事」を含む	850以上	700以上 850未満	700未満			850以上	700以上 850未満	700未満		「機械器具設置工事」、 「電気通信工事」を含む	850以上	650以上 850未満	650未満	850以上	700以上 850未満	700未満	700以上	700未満						
9	大衡村	「水道施設工事」を含む	1000以上	700以上 1000未満	700未満			1000以上	700以上 1000未満	700未満		「機械器具設置工事」、 「電気通信工事」を含む	1000以上	650以上 1000未満	650未満	1000以上	700以上 1000未満	700未満	650以上	650未満						
10	塩釜地区 消防事務組合	塩竈市に準ずる																								
11	宮城東部 衛生処理組合	格付けなし																								
12	黒川地域 行政事務組合		1000以上	700以上 1000未満	700未満			1000以上	700以上 1000未満	700未満				1000以上	650以上 1000未満	650未満	1000以上	700以上 1000未満	700未満	650以上	650未満					

注1:この表は、令和7・8年度の入札参加資格を申請した者が、格付けを確認するためのものである。
注2:格付けに対応する「等級別標準請負工事金額」は各市町村等で定めており、各市町村等にお問い合わせ願います。(公表していない市町村もある。)
注3:この格付けに使用する評点及び一級技術職員数は申請時に提出された「経営規模等評価結果通知書」「総合評定値通知書」の総合評定値(P)に基づくものである。
注4:申請受理後、新しい「総合評定値通知書」が更新されても格付けの変更は行わない。